

○国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
制 定

改正 平成 25. 3. 27 平成 30. 7. 27
令和 2. 3. 27 令和 3. 7. 9
令和 7. 3. 25

この基準は、本学における物品の供給に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

- 第 1** 発注者及び供給者は、契約書及びこの契約基準に定めるところに従い、日本の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 供給者は、契約書記載の物品（以下「供給物品」という。）を契約書記載の納入期限内に発注者に引き渡すものとし、発注者は、その売買代金を支払うものとする。
- 3 供給者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる計量単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 8 契約書及びこの契約基準における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

（契約の保証）

- 第 2** 供給者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発

注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 発注者がその必要がないと認める場合においては、前項の保証を付さないこととすることができる。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、売買代金額の10分の1以上としなければならない。

4 供給者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第18第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、供給者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 売買代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の売買代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、供給者は、保証の額の減額を請求することができる。

（供給者の請求による納入期限の延長）

第3 供給者は、天候の不良その他供給者の責めに帰すことができない事由により納入期限までに供給物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

（発注者の請求による納入期限の短縮又は延長）

第4 発注者は、特別の理由により、納入期限を短縮又は延長する必要があるときは、供給者に対して納入期限の短縮変更又は延長変更を請求することができる。

（納入期限の変更方法）

第5 納入期限の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、供給者に通知する。

2 前項の協議開始日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（第3の場合にあっては、発注者が納入期限変更の請求を受けた日、第4の場合にあっては、供給者が納入期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査）

第 6 供給者は、供給物品を納入したときは、その旨を納品書により発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者又は検査職員は、当該検査の結果を供給者に通知しなければならない。

3 供給者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに、これを引き取り、発注者の指定する期間内に改めて供給物品を完納し、検査を受けなければならない。
（売買代金の支払）

第 7 供給者は、第 6 第 2 項又は第 3 項の検査に合格したときは、物品代金請求書により売買代金の請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適正な請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに売買代金を支払わなければならない。
（部分払）

第 8 供給者は、供給物品の完納前に、供給物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額について、次項から第 6 項に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 供給者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求に係る納入部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者又は検査職員は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を供給者に通知しなければならない。

4 供給者は、前項の規定による確認があったときは、物品代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、適正な請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに部分払金を支払わなければならない。

5 部分払金の額は、第 3 項に規定する検査において確認した供給物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額とする。

6 第 4 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「売買代金相当額」とあるのは「売買代金相当額から既に部分払の対象となった売買代金相当額を控除した額」とするものとする。
（契約不適合責任）

第 9 発注者は、引き渡された供給物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、供給者に対して、供給物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。た

だし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 供給物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第10 発注者は、供給物品が引き渡されるまでの間は、第11又は第12の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第11 発注者は、供給者が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に供給物品を完納する見込みがないと認められるとき。

(2) 第9第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12 発注者は、供給者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 供給物品を完納することができないことが明らかであるとき。

(2) 供給者が供給物品の完納を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 供給者の債務の一部の履行が不能である場合又は供給者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (4) 供給物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が第11の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。
- (7) 第15の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 供給者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 供給者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13 第11各号又は第12各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由による

ものであるときは、発注者は、第11及び第12の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等の不正行為に伴う契約解除等)

第14 発注者は、第10から第12までの規定によるほか、供給者がこの契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、供給者は、契約の解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) この契約に関し、供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は供給者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者に対して、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が供給者又は供給者が構成事業者である事業者団体（以下「供給者等」という。）に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定したものをいい、供給者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が供給者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 供給者（供給者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 供給者が前項各号の一に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、供給者は、発注者の請求に基づき、売買代金額（本契約締結後、売買代金額の変更があった場合には変更後の売買代金額、本契約が単価契約である場合に

は請負単価に予定数量を乗じた額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、供給者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

3 この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、供給者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する売買代金額の10分の1に相当する額のほか、売買代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、供給者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) この契約が政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年3月19日条約第4号)によって改正された協定の適用を受ける契約であって、第1項第4号に該当する場合であって、第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(4) この契約が政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年3月19日条約第4号)によって改正された協定の適用を受ける契約であって、第1項第4号に該当する場合であって、供給者が発注者に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

4 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 供給者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

6 前4項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

7 第2項から第4項までの場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金及び賠償金に充当することができる。

(供給者の催告による解除権)

第15 供給者は、発注者が契約及びこの契約基準に違反したときは、相当の期間

を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（供給者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 1 6 第15に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給者は、第15の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 1 7 発注者は、この契約が供給物品の完納前に解除された場合においては、納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に相応する売買代金を供給者に支払わなければならない。ただし、第12第4号の規定によりこの契約が解除された場合はこの限りでない。

2 物品の完納後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び供給者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第 1 8 発注者は、供給者が次の各号の一に該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- （1）納入期限内に供給物品を完納することができないとき。
- （2）納品した供給物品に契約不適合があるとき。
- （3）第11又は第12の規定により、物品の完納後にこの契約が解除されたとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号の一に該当するときは、前項の損害賠償に代えて、供給者は、売買代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- （1）第11又は第12の規定により物品の完納前にこの契約が解除されたとき。
- （2）物品の完納前に、供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- （1）供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- （2）供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- （3）供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平

成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして供給者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)の割合で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合(第12第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第2の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(供給者の損害賠償請求等)

第19 供給者は、発注者が次の各号の一に該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第15の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第7第2項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第20 発注者は、引き渡された供給物品に関し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下第20において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を供給者に通知し

た場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が供給者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する供給者の責任については、民法の定めるところによる。

6 発注者は、供給物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに供給者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、供給者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第21 契約書及びこの契約基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、民法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第22 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と供給者とが協議して定める。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成25. 3. 27)

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (平成30. 7. 27)

1 この基準は、平成30年7月27日から施行する。

2 この基準施行前に国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則第7条に規定する公告をした一般競争については、なお従前の例による。

附 則 (令和2. 3. 27)

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

2 この基準施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和3. 7. 9)

この基準は、令和3年7月9日から施行し、令和2年12月25日から適用する。

附 則（令和 7 . 3.25）

この基準は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。